

Weekly Accounting Review

2009年4月22日

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

【今週号のトピック】

- 会計／企業会計基準委等、「中小企業の会計に関する指針（平成21年版）」を公表
- 監査／日本監査役協会「監査報告のひな型について」及び「監査委員会監査報告のひな型について」を改正
- 税務／自由民主党「経済危機対策における税制上の措置」を公表

1. 「中小企業の会計に関する指針（平成21年版）」の公表（4月17日）

日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会は、「中小企業の会計に関する指針」の改正を行いました。今回の改正では、企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」に対応した会計処理の見直し等を行っております。

http://www.asb.or.jp/html/press_release/domestic/sme8/index.php

ショート・コメント

今回の改正により、中小企業の会計に関する指針についても、「工事進行基準」が原則な処理方法となりました。

- ・工事の進行途上において、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合（工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度が見積り可能な場合）：工事進行基準
- ・上記を満たさない場合：工事完成基準

2. 「監査報告のひな型について」及び「監査委員会監査報告のひな型について」の改正（4月16日）

日本監査役協会は、「監査報告のひな型について」及び「監査委員会監査報告のひな型について」を一部改正しました。これは、3月27日に「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令（平成21年法務省令第7号）」が公布され、4月1日より施行されたことに伴い、従来の監査報告及び監査委員会監査報告のひな型に形式的な修正を加えるものです。

<http://www.kansa.or.jp/news/index.html#news090416>

ショート・コメント

今回の会社法施行規則および会社計算規則の改正には、経過措置が付せられているため、監査報告内の参照条項の記載に留意が必要です。詳細は、以下の日本監査役協会のウェブサイトをご参照下さい。

http://www.kansa.or.jp/PDF/e1001_090416_01.pdf

3. 「経済危機対策における税制上の措置」の公表（4月9日）

自由民主党・公明党は、「経済危機対策における税制上の措置」を公表しました。

これは、経済危機対策に関する税務上の措置として、「**中小企業の交際費課税の軽減**」「**住宅取得のための時限的な贈与税の軽減**」「**研究開発税制の拡充**」について整備を行うものです。

<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2009/pdf/seisaku-009.pdf>

【概要】

1 「中小企業の交際費課税の軽減」

交際費等の損金不算入制度について、中小企業（資本金1億円以下）に係る**定額控除限度額を400万円から600万円に引き上げ**。

（2009年4月1日以降に終了する事業年度から適用）

2 「住宅取得のための時限的な贈与税の軽減」

時限措置として、居住用家屋の取得に充当するため直系尊属である者から金銭の贈与を受けた場合には、**500万円まで贈与税を課さないものとする**。

（期間：2009年1月1日から2010年12月31日まで）

3 「研究開発税制の拡充」

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、2009年、2010年度に**税額控除限度額を当期の法人税額の20%から30%へ引き上げ**。また、税額控除限度額を超過した部分については、2011年度、2012年度の税額控除の対象とする。

ショート・コメント

「経済危機対策における税制上の措置」については本国会にて審議中。税制関連法案の成立・公布後、正式に決定される予定。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 高桑 昌也

Tel:03-5573-4661 / m-takakuwa@esnet.co.jp